

令和6年台風10号に伴う災害により被災した
小規模企業共済契約者を対象とする「災害時貸付」の実施について

令和6年9月2日
独立行政法人
中小企業基盤整備機構

令和6年台風10号に伴う災害は小規模企業者に対して大きな被害をもたらしました。
中小機構では、災害の影響を受けた小規模企業共済契約者(以下「共済契約者」という。)を対象として、
経営の安定を図るために必要な事業資金の貸付を災害救助法の法適用日から実施します。

貸付対象者

一般貸付の貸付資格を有する共済契約者で、「令和6年台風10号に伴う災害にかかる災害救助法の適用区域」に事業所(共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業所、共済契約者が会社等の役員であるときはその会社等の事業所)を有し、かつ当該災害の影響により次の(1)又は(2)の要件に該当し、その旨の証明を商工会・商工会議所又は中小企業団体中央会から受けたもの。

- (1)被災区域内にある事業所又は主要な事業用資産(共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業用資産、共済契約者が会社等の役員であるときはその会社等の事業用資産)について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これに準ずる被害を受けていること。
- (2)当該災害の影響を受けた後、原則として1か月間の売上高(共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の売上高、共済契約者が会社等の役員であるときはその会社等の売上高)が前年同月に比して減少することが見込まれること。

貸付額

次の(1)と(2)とのいずれか少ない額から傷病災害時貸付金のうち償還されていないものの額を控除した額の範囲内であって50万円以上で5万円の倍数となる額。

ただし、傷病災害時貸付金以外の契約者貸付金を受けている共済契約者が傷病災害時貸付金を受ける場合は(1)により算定して得た額の合計額と2,000万円とのいずれか少ない額から契約者貸付金のうち償還されていないものの合計額を控除した額と(2)の額から傷病災害時貸付金のうち償還されていないものの額を控除した額とのいずれか少ない額の範囲内であって50万円以上で5万円の倍数となる額。

(1)貸付限度額判定時点における掛金納付済額(前納掛金を除く)にその納付期間に応じて、次の各号に掲げる割合を合算して得た割合をそれぞれ乗じて得た額の合計額

- ① 次表の左欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付済月数に応じ同表の右欄に掲げる割合に、その掛金区分に係る掛金納付済月数から平成16年3月における掛金納付済月数を減じて得た月数をその掛金区分に係る掛金納付済月数で除して得た率を乗じて得た割合(表①)

1月以上132月未満	100分の70
132月以上174月未満	100分の75
174月以上222月未満	100分の80
222月以上318月未満	100分の85
318月以上	100分の90

- ② 次表の左欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付済月数に応じ同表の右欄に掲げる割合に、その掛金区分に係る平成12年4月から平成16年3月までの掛金納付済月数をその掛金区分に係る掛金納付済月数で除して得た率を乗じて得た割合（表②）

1月以上 132月未満	100分の70
132月以上 174月未満	100分の75
174月以上 222月未満	100分の80
222月以上 270月未満	100分の85
270月以上	100分の90

- ③ 次表の左欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付済月数に応じ同表の右欄に掲げる割合に、その掛金区分に係る平成8年4月から平成12年3月までの掛金納付済月数をその掛金区分に係る掛金納付済月数で除して得た率を乗じて得た割合（表③）

1月以上 90月未満	100分の70
90月以上 120月未満	100分の75
120月以上 150月未満	100分の80
150月以上 180月未満	100分の85
180月以上	100分の90

- ④ 次表の左欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付済月数に応じ同表の右欄に掲げる割合に、その掛金区分に係る平成8年3月における掛金納付済月数をその掛金区分に係る掛金納付済月数で除して得た率を乗じて得た割合。（表④）

1月以上 36月未満	100分の70
36月以上 120月未満	100分の80
120月以上	100分の90

- (2) 1,000万円(小規模企業共済契約者(共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主、会社等の役員であるときはその会社等)の前年度の確定申告書に添付した決算書に記載された流動負債の額から当座資産の額を控除した額とその決算書に記載された前1年間に支出した給与、賃金、その他経費の2分の1の額との合計額が1,000万円を超えるときは、その合計額)

資金用途 借入金(共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主、会社等の役員であるときはその会社等)の事業に必要な資金

利率 年0.9%(金利情勢により変更することがあります。)

貸付期間 3年(500万円まで)、5年(505万円超)

償還方法 元金均等割賦返済(6ヵ月ごと)

利息支払方法 貸付時及び貸付時から6ヵ月ごとに6ヵ月前払

担保・保証人 不要

貸付窓口 商工組合中央金庫の本支店

取扱期間 災害の発生した日から6ヶ月以内

小規模企業共済契約者貸付用〔借主→証明団体→取扱店→機密→取扱店〕
債権移管時〔取扱店→統括店→機密〕

様式② 840

災害時用

令和 年 月 日

被災証明願

(団体名)

御中

住 所 _____

契約者名又は氏名 _____

独立行政法人 中小企業基盤整備機構法第15条第2項第8号に基づく貸付金(災害の影響により被害を受けたため事業安定資金)の借入に必要ですので下記について証明して下さい。

記

1. 災 害 の 名 称 _____

2. 被 災 年 月 日 _____ 平成 令和 年 月 日

3. 被災事業所の所在地 _____

4. 被災事業所の名称 _____

5. 被災状況～下記の(1)又は(2)のどちらかを記入する

(1) 直接被害の場合

イ. 事業所(○印を記入する)

全壊、半壊、消失埋没、流失、床上浸水
その他 (_____)

ロ. 主要な事業用資産

資産名	具体的な被害状況

(2) 間接被害の場合

イ. 売上高

1か月間の売上高減少 (A/B<100%)	%
(小数点以下四捨)	
A. 災害発生後1か月間の売上高実績又は見込み	円
B. Aの期間に反応する前年同月の売上高実績	円

(注) 証明団体での確認方法：帳簿、領収書等の提示により確認

ロ. 売上高減少(又は減少見込み)理由

(記入例) ①〇〇地震に伴うA社の罹災により、A社向け売上が見込まない
②△△洪水の影響で住民が避難し売上が見込まない

(注) 証明団体での確認事項：

①売上減少理由の確認：取引先元帳等の提示により確認

②売上減少理由が取引先企業の罹災である場合：証明に当っては下記資料の提示を求める
取引先企業が災害救助法等指定区域内にある場合・・・取引先企業が取得した被災証明書
上記以外・・・取引先企業が取得した罹災証明

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

(団体名)

印